

さいたま市長 清水 勇人様
さいたま市教育長 細田眞由美様

2018年7月11日

九条俳句訴訟原告 [REDACTED]
九条俳句訴訟弁護団長 佐々木新一
「九条俳句」市民応援団長 武内 暁

【申し入れ・要望書】

本日7月11日の市との話し合いは、私たち6月25日の申し入れ、7月3日の埼玉市教育委員会教育長 細田眞由美名回答に基づきおこなわれますが、改めてその具体的現場解決を求め、下記項目について話し合い、さらに市の検討を求めます。

〔Ⅰ〕 5月18日東京高裁決定後、市はその日事件の判決の概要として判決理由(要約)(1)～(6)まで記し、その後の市の判断材料としている。(別紙①)。

改めて市は、この判決についてどう考えているのか、教育委員会など上告の不服理由は(1)～(6)全てなのか、示してほしい。

また判決後6月29日付けで、さいたま弁護士会会長 島田 裕孝会長から、さいたま市長 清水 勇人殿として2015年第65号人権救済申立事件 決定書(勧告)として市に出されている。(別紙②)

この1審、2審の判決や、さいたま弁護士会勧告などを受け入れず、上告を続けるさいたま市の司法を無視した行政のあり方に対し、社会的にも責任が問われている。きちんと市が原告・市民に向き合い、受け止め俳句掲載を受けとめ俳句掲載などを検討するなど、社会的説明責任を果たし、具体的な解決方法を検討してほしい。

〔Ⅱ〕 この6月議会での本会議、議事運営委員会、文教委員会など、閉会中や実際の議会での論議を私たちは要請、傍聴をしたが、さまざまな議論、意見は、専決事項はやむを得ないが、

各会派とも「いかに原告市民と向き合い解決していく」点では共通の理解があった。

今後市議会へは、どのような解決方法として具体的に考えているのか。例えば、社会教育のあり方について具体的に生涯学習部長やセンター長も交えてのフリーターキングや学習会などの実現について検討を。又、上告を取り下げて事件を話し合いで解決していく選択肢はないのか、最高裁確定後市のさまざまな処分、責任についてどう考えているのか。いくつかの検討をどう具体化していくのかを示してほしい。

〔Ⅲ〕 三橋俳句会は今も創作活動を続けている。是非、当たり前の利用団体として、公民館の関係、原状回復を取り戻してほしい。三橋俳句会・地元連絡協議会。館長・職員との話し合い、解決の手立てを現場に支援して欲しい。具体的には今、3館で行われている公民館だより

の住民参加編集委員会を、まず、三橋公民館でやれるように利用団体で話し合いを持ちたいので市教育委員会・センターとしても、応援して下さい。

また、各館での積極的な利用団体での交流、懇親の住民活用や、この事件判決などで示されてきた、公民館や社会教育のあり方などについて職員の現場研修などに生かしていく事などを検討してほしい。

以上、その他憲法尊重擁護義務や具体的な責任問題などは述べるまでもありませんが、是非、今後の市との又、現場での話し合いは「具体的な解決」に向けてより、実りある積み重ねを通じて実現していく事を述べ、改めて、さいたま市の検討を宜しく願いたします。

(連絡先) 〒338-0824

さいたま市桜区大字上大久保 689-1-203

「九条俳句」市民応援団 代表 武内 暁

TEL 090(2173)2591

e-mail satoru.takeuchi9@gmail.com